

利用料のご案内 小規模多機能型居宅介護事業所 川内

A. 居宅介護サービス基準額の1割又は2割・3割負担額 【日割り及び1ヶ月の料金です】
 広島市は1単位あたりの単価は10.55円となり、それに伴う利用者負担額（1割・2割・3割）を記載しております。なお、地域加算は、月ごとの総単位数に対して加算されるため、記載単価の積算額と実際の請求総額に若干の差異が生じます。

1. (介護予防) 小規模多機能型居宅介護費

要支援・要介護度	日割り	1ヶ月あたり(30日計算)		
	(1割)	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	113単位	3,627円	7,254円	10,881円
要支援2	229単位	7,330円	14,660円	21,990円
要介護1	343単位	10,996円	21,993円	32,989円
要介護2	504単位	16,160円	32,321円	48,482円
要介護3	733単位	23,509円	47,017円	70,526円
要介護4	809単位	25,946円	51,891円	77,837円
要介護5	892単位	28,608円	57,217円	85,825円

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、2021年4月～2021年9月末までの間、基本報酬(A-1)に0.1%の上乗せをさせていただきます。(厚生労働省の決定による)

※以下、体制及び状態に応じ加算させていただきます。

加算項目		1日あたり	1ヶ月あたり(30日計算)		
		(1割)	1割負担	2割負担	3割負担
2.	認知症加算(Ⅰ)	月単位	844円	1,688円	2,532円
	認知症加算(Ⅱ)	月単位	528円	1,055円	1,583円
3.	科学的介護推進体制強化加算	月単位	42円	84円	127円
4.	看護職員配置加算(Ⅰ)	月単位	950円	1,899円	2,849円
	看護職員配置加算(Ⅱ)	月単位	739円	1,477円	2,216円
	看護職員配置加算(Ⅲ)	月単位	506円	1,013円	1,519円
5.	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (介護福祉士50%以上)	月単位	675円	1,350円	2,026円
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (介護福祉士40%以上又は常勤職員60%以上又は勤続7年以上30%以上)	月単位	369円	739円	1,108円
6.	初期加算/日(登録から30日間のみ)	30単位	950円	1,899円	2,849円
7.	看取り連携体制加算/日 (死亡日前30日以下まで)	64単位	2,026円	4,051円	6,077円
8.	若年性認知症利用者受入加算	月単位	844円	1,688円	2,532円

	(65歳誕生日の前々日まで)				
9.	訪問体制強化加算	月単位	1,055円	2,110円	3,165円
10.	総合マネジメント体制強化加算	月単位	1,055円	2,110円	3,165円
11.	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の10.2%を加算。1割又は2割・3割負担額(負担割合証に準ずる)			
12.	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の1.2%を加算。1割又は2割・3割負担額(負担割合証に準ずる)			

2. 短期利用居宅介護費(1日につき)

要支援1…446円 要支援2…558円

要介護1…601円 要介護2…673円 要介護3…746円 要介護4…817円 要介護5…886円

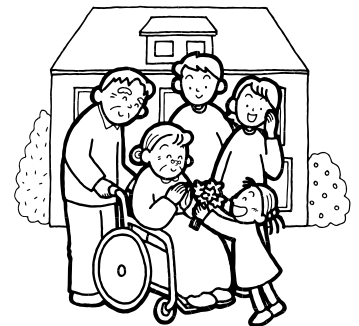
在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断した方に対し、サービスを行った場合。※利用を開始した日から起算して7日を限度とする。

B. 共通にかかる費用

連絡袋代(初回のみ)	1袋	200円
食事代(朝食)	1食	300円
食事代(昼・夕食)	1食	各600円
おやつ代(お茶以外の飲み物含む)	1食	50円
宿泊費	1日	1,800円

C. 利用される方の費用

電気使用料(テレビ・電気毛布等) ※医療機器使用代は別途必要	持参物一機につき 1日	60円
洗濯代	1回	200円
その他、日常生活において通常必要となる費用でご利用者が負担することが適当と認められる場合は実費となります。		



D. その他の実費費用

理美容代・教養娯楽費・医療費・おむつ代 等

利用時にお持ちいただく物

衣服・下着の着替え、タオル2枚、バスタオル1枚、ビニール袋、内服薬等、予備の着替え(必要時)、おむつ等(必要時)、連絡ファイル、連絡袋、(センターで用意)、歯ブラシ、うがい用コップ、箸・コップ等(センター預かり)
※所持品には、すべてお名前のご記入をお願い致します。

お気軽にご相談ください!!

